

## 職員給与の状況

(平成15年12月1日現在)

種類	内容	
毎月支給	給料	職務に応じて、条例で定められた給料表により決定されます
	扶養手当	①配偶者13,500円 ②配偶者以外2人まで6,000円 ③配偶者以外3人めから5,000円 <b>満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子に5,000円加算</b>
	調整手当	給料、管理職手当および扶養手当の10%
	住居手当	①借家等居住者…家賃に応じて支給(最高27,000円) ②持ち家居住者…5,000円
	通勤手当	①電車等利用者…運賃相当額(最高55,000円) ②車等利用者…通勤距離に応じた額(2,000円~22,900円)
実績に応じ支給	管理職手当	給料の7%~15%(管理職のみ支給)
	超過勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)
	特殊勤務手当	著しく危険、不快な業務など、特殊な業務に従事する職員に対して支給…17種類
	その他	夜勤手当、宿直手当、休日勤務手当
臨時に支給	期末勤勉手当	民間のボーナスに相当する手当…年間4.40月分
	退職手当	①自己都合…最高限度額60.0月(勤続45年以上) ②勸奨・定年…最高限度額62.7月(勤続35年以上)

## 15年度給与改定の状況

平成15年度の市職員の給与の改定議案が、11月13日の臨時市議会で可決されました。

今回の改定では、給料、扶養手当、期末手当の額を引下げ、通勤手当の見直しを行いました。その結果、年間で給料6,400万円、扶養手当300万円、通勤手当800万円、期末手当1億5,500万円、合計で約2億3,000万円が削減されることとなります。また、一般職の課長以上の管理職手当を16年1月から引下げを予定しており、これにより、年間約1,200万円削減されます。

## 職員1人あたりの平均給与減少額

区分	年間減少額
国	-163,000円
埼玉県	-185,000円
狭山市	-180,000円

## 職員の構成

(平成15年4月1日現在)

構成区分	一般行政職	消防職員	技能労務職	税務職員	幼稚園等教員	公営企業職員	保育士等	その他職員	合計数
職員数	698人	170人	115人	59人	48人	43人	132人	33人	1,298人
構成比	53.8%	13.1%	8.9%	4.5%	3.7%	3.3%	10.2%	2.5%	100%

▶その他職員…保健師、歯科衛生士、管理栄養士、看護師など

## 級別職員数の状況

(平成15年4月1日現在)

標準的な職務内容	1級主事補	2級主事	3級主任	4級主査	5級主幹	6級課長	7級参事	8級部長	技能労務職	合計数
職員数	16人	78人	232人	246人	128人	87人	28人	14人	77人	906人
職員数	22人	86人	115人	90人	39人	1人	1人	0人	38人	392人
計	38人	164人	347人	336人	167人	88人	29人	14人	115人	1,298人
級別構成比	2.9%	12.6%	26.7%	25.9%	12.9%	6.8%	2.2%	1.1%	8.9%	100%

## 特殊勤務手当

(平成15年4月1日現在)

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	30.8%
職員1人あたり平均支給年額	12,705円(14年度決算)
代表的な手当の種類	保育手当、清掃作業手当、消防職員出勤手当、税務事務手当、保健指導手当、土木作業手当、水道業務手当ほか

## 管理職手当の支給率の引下げ

区分	支給率引下内容
部長	15% → 12%
次長	13% → 11%
参事	12% → 10%
課長	10% → 9%

## 各職位別年間減少額

区分	減少額
部長(57歳)	-317,000円
次長・参事(54歳)	-302,000円
課長(52歳)	-281,000円
主幹(48歳)	-242,000円
主査(45歳)	-207,000円
主任(35歳)	-149,000円
主事(25歳)	-84,000円

期末手当の削減を含む

問合せ職員課へ内線3512

# 市職員の給与などを公表します

市では、市行政に対する皆様のご理解を深めるため、市職員の給与などを公表します。

市職員の給与は、人事院および県人事委員会が毎年民間事業所の給与などの実態や生計費、物価などを調査し、それに基づき国家公務員、県職員の給与改定が必要な場合に出す給与勧告を参考にしています。そして国、県、近隣市の給与などを考慮して、市長が給与条例の改正を市議会に提案し、市議会の審議を経て決定されます。

なお、14年度実施された給与改定では、市職員の月例給で率にして2.04%引き下げました。期末勤勉手当も年間で0.05月分を引き下げ、4年連続の減額措置となりました。15年度も14年度に引き続き、職員給与の引き下げを実施します。

## 人件費の状況

(普通会計14年度決算)

住民基本台帳人口 (15.3.31日現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	13年度 人件費率
16万200人	427億1,803万2,000円	14億8,703万1,000円	109億4,804万8,000円	25.6%	25.6%

- ▶ 実質収支...歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額
- ▶ 人件費率...歳出額に占める人件費の割合です。埼玉県の平成13年度の人件費率は36.9%  
(彩の国だより平成15年2月号による)

## 職員の平均給料月額、平均給与月額と平均年齢の状況

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
狭山市	370,798円	449,219円	43歳8月	353,252円	412,275円	49歳1月
国	332,052円	386,354円	40歳4月	290,731円	327,007円	48歳8月
全国自治体平均	358,784円	442,552円	42歳3月	329,371円	394,393円	45歳6月
全国市平均	365,845円	454,719円	42歳9月			
都道府県平均	364,469円	451,901円	42歳1月			

- ▶ 一般行政職...技能労務職以外で消防職、教諭、企業職員などを除く職員
- ▶ 技能労務職...用務員、給食調理員、自動車運転手など
- ▶ 給与...給料に職員手当を加えたもの
- ▶ 市については平成15年4月1日現在の数値。国・全国自治体平均・全国市平均・都道府県平均については、平成14年4月1日現在の数値

## 一般行政職職員の初任給の状況

(平成15年4月1日現在)

区分	大学卒		高校卒	
	決定初任給	採用2年経過日の給料額	決定初任給	採用2年経過日の給料額
狭山市	178,400円	191,600円	149,200円	164,800円
国	171,500円	185,600円	139,500円	149,200円

## 職員の経験年数・学歴別平均給料月額

(平成15年4月1日現在)

区分	経験年数	平均給料月額		
		7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	243,735円	289,257円	337,652円
	高校卒	205,067円	246,914円	297,082円
技能労務職	大学卒			
	高校卒	227,250円	247,240円	279,092円

## 特別職の報酬などの状況

特別職の報酬などの額は、市内の各界代表者や学識経験者などで構成する報酬審議会の意見を基に、条例で定められています。

(平成15年4月1日現在)

特別職区分	給料報酬月額
市長	970,000円
助役	815,000円
収入役	750,000円
議長	515,000円
副議長	465,000円
常任委員長	455,000円
議会運営委員長	455,000円
議員	445,000円

### 期末手当の支給割合

6月	2.25月分
12月	2.40月分
合計	4.65月分

## 課長職以上の給料の状況

(平成15年4月1日現在)

職名	平均給料月額
部長	525,721円
参事	504,979円
課長	475,475円

## 職員給与費の状況

(一般会計15年度予算)

